

緊急事態宣言下の本校運営に関しまして

2021 年 4 月 24 日

いつも江坂イトマンスイミングスクールにご理解ご協力を頂き、有難うございます。
4月23日(金)に政府から緊急事態宣言が発表されたのを受け、
本校は大阪府の休業要請の対象外であります*1)、下記の対応を25日よりさせていただきます。
会員の方々/保護者の方々/本校従業員等、本校に関わる全ての人の安全の為に、
今後とも本校の感染症対策にご協力の程よろしくお願い致します。

25日～ 28日	<ul style="list-style-type: none">• 通常授業 振替は電話にてお取り下さい(3ヵ月可能・テスト振替不可)• 20時以降のクラスは休校
29日～ 30日	<ul style="list-style-type: none">• 5週目は毎月休館しております
1日～5日	<ul style="list-style-type: none">• 臨時休校 振替はWEB振替にてお取り下さい(3ヵ月可能)

観覧を当分の間一切禁止、着替え補助については音楽が鳴る 10 分前より入場可と致します。*2)
送迎のみの入館はお断りいたします。ご了承ください。
急なご案内となり大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

* 1) 第 47 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、床面積 1000 m²超の水泳場は
休止を要請されております。 会議資料、【資料 2-1】緊急事態宣言に基づく要請 P6 参照
本校の施設の規模は 1000 m²以下であり、休止要請の対象外です。

* 2) の会議にて運動施設へ
・『無観客開催』の協力
・『適切な入場整理』の協力
を依頼されており、それに伴う対策として実施致します。

江坂イトマンスイミングスクール